

社会福祉法人の地域化と地域における公益的な取組

中島 修*

社会福祉法人制度改革を経て、全国社会福祉法人経営者協議会会員法人の約9割が地域における公益的な取組を実践するなかで、全国社会福祉協議会は、その取組みを社会福祉法人全体に拡充していくため、「地域における公益的な取組に関する委員会（委員長 中島修）」を2018年に創設し、2019年3月に「地域共生社会の実現を主導する社会福祉法人の姿—地域における公益的な取組に関する委員会報告書—」（以下、委員会報告書という）を公表した。本研究では、同委員会報告書にまとめられた内容を取り上げて分析するとともに、社会福祉法人を組織化している都道府県社協を中心とした調査や事例に基づき、全社会福祉法人へ「地域における公益的な取組」をいかに拡充していくのか、その方策について検討することを研究目的とした。委員会報告書では、「地域における公益的な取組」に社会福祉法人が取り組む意義として、「社会福祉法人が本来有する固有の存在意義を具現化するものとして再認識する必要がある」としている。また、「地域における公益的な取組」の社会的な効果・成果を示すとともに、「自治体や社協との連携」及び「複数法人間連携の必要性」を指摘している。さらに、全社会福祉法人への拡充について考察し、東京都公益活動推進協議会の区市町村ネットワークの事例や委員会報告書における『「地域における公益的な取組」の標準的な展開手順』が示されたことから、それらの取組みを参考として取組みを拡充していく方向性を考察した。

Key words：社会福祉法人、地域における公益的な取組、社会福祉法人制度改革、複数法人間連携、区市町村ネットワーク

1. 問題の所在と研究目的

社会福祉法人制度改革以降、社会福祉法人・施設は、制度外の新たな地域課題への対応に積極的に取り組む姿勢を示している。社会福祉法人現況報告書に基づく、全国社会福祉法人経営者協議会（以下、「全国経営協」という）会員法人の89.1%が「地域における公益的な取組」を実施している（2018年8月15日現在）¹⁾。また、東京都の全社会福祉法人の6割以上が同取組を実施している（2019年1月現在）。

社会福祉法人は、元来、公的な制度や予算がな

いなかで、地域社会の様々な課題に向き合い、その解決のために力を尽くしてきた先達の実践を淵源としている。今日においても、そうした社会福祉法人の本来の使命に基づき、「地域共生社会の実現」に向けた実践を、「地域における公益的な取組」として、全国各地で実践しており、包括的な支援を体現している。それは、今日における少子高齢化の進行、家族機能の変化、価値観の多様化などを背景として、地域社会においては、様々な生きづらさ、暮らしぶらさを抱える人々が増えていることに対応した取組みが展開されている。例えば、ダブルケア、8050問題、ゴミ屋敷、子

*人間学部人間福祉学科

どもの貧困や虐待などは、いずれも地域社会からの孤立が背景となっているとともに、従来の高齢者、障害者、児童といった各福祉分野の垣根を超え、公的な支援だけでは対応が困難な課題であるという共通点が指摘されている。こうした地域社会の変容と直面する課題に対応するためには、国においては、制度・分野のごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会、すなわち「地域共生社会」を実現することを、社会保障・社会福祉の基本理念として掲げ、体制整備が進められている。社会福祉法人は、この「地域共生社会の実現」を目指した「包括的な支援体制の整備」について、その重要な役割を担うことが期待されている。その具体的な取組が「地域における公益的な取組」である。

しかし、全国経営協会会員法人は「地域における公益的な取組」を約9割が実施している一方、その組織率は全社会福祉法人の44%（2019年9月12日現在：全国経営協調べ）に止まっているため、社会福祉法人全体が「地域における公益的な取組」を行っているわけではない。今後、社会福祉法人全体への拡大が一層求められている。

全国社会福祉協議会は、厚生労働省社会福祉推進事業の助成金を活用し、「地域における公益的な取組に関する委員会（委員長 中島修）」を2018年に創設し、2019年3月に「地域共生社会の実現を主導する社会福祉法人の姿—地域における公益的な取組に関する委員会報告書—」（以下、委員会報告書という）を公表した。本研究では、

同委員会報告書にまとめられた内容を取り上げて分析するとともに、社会福祉法人を組織化している都道府県社協を中心とした調査や事例に基づき、全社会福祉法人へ「地域における公益的な取組」をいかに拡充していくのか、その方策について検討することを研究目的とする。

2. 社会福祉法人制度改革と社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の責務化

社会福祉基礎構造改革以降、これまでも全国経営協を中心とした社会福祉法人の「一法人・一実践運動」の展開など地域づくりに取組んできたが、全社会福祉法人における展開は、社会福祉法人制度改革によって社会福祉法第24条第2項において、いわゆる「地域における公益的な取組」の実施が社会福祉法人の責務として規定されたことが大きな要因であろう。全国経営協は、中期目標として、「一法人一実践100%実施」と「複数法人による公益的取組の全都道府県実施」を掲げている。

また、「地域共生社会の実現」のため、平成30（2018）年4月に施行された改正社会福祉法では、第4条第2項において、多様で複雑化し、孤立やつながりの希薄化を背景とした課題を「地域生活課題」として位置づけ、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」（以下、地域住民等という）に対して、こうした課題を把握し、支援関係機関との連携等による解決を図るよう促している。このような背景から、社会福祉法人・施設が制度や分野の垣根を超えて、多様かつ複雑化する地域生活課題に対応すべく、幅広い実践を展開していくこ

表1 社会福祉法における「地域における公益的な取組」の位置づけ

社会福祉法 （経営の原則等）
第24条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。
2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

とが求められている。

3. 地域共生社会の実現を主導する社会福祉法人の姿

平成 30 年度厚生労働省社会福祉推進事業「地域での計画的な包括的支援体制づくりに関する調査研究事業」に取り組むため、全国社会福祉協議会は「地域における公益的な取組に関する委員会」（委員長 中島修）を設置し、「地域共生社会の実現を主導する社会福祉法人の姿—地域における公益的な取組に関する委員会報告書—」（平成 31 年 3 月 22 日）（以下、「委員会報告書」という）をまとめ、全国の自治体・社会福祉協議会、社会福祉法人関係者に送付した。本委員会の目的は、「①社会福祉法人による地域における公益的な取組が、「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の構築に寄与している実態を明らかにすること。②今後さらにその実践の輪を広げていくために、社会福祉法人は、法人間の連携とともに、自治体、社会福祉協議会、地域住民等とのつながりを一層強化する必要がある、そうしたつながりをつくっていくために必要な視点を提示すること。③地域社会における包括的な支援体制の構築に向けて、社会福祉法人として一層積極的かつ効果的な実践を積み重ねていくための方策を提示すること」であった（委員会報告書 2019：1）。

さらに委員会報告書では、「地域における公益的な取組」に社会福祉法人が取り組む意義を次のように整理している。「社会福祉法人による地域における公益的な取組は、単に社会福祉法に位置付けられた責務として捉えるのではなく、①常に地域と密接な関係をもち、②安定性、継続性、専門性のある経営基盤を有し、③あらゆるライフステージに対応した福祉ニーズに対応し、④地域におけるソーシャルワークの中核に位置し、⑤民間社会福祉の担い手としての自由で柔軟な発想で、⑥新たな福祉システムを構築するといった、社会福祉法人が本来有する固有の存在意義を具現化するものとして再認識する必要がある」としている（委員会報告書 2019：9）。つまり、地域づくりに取り組む「地域における公益的な取組」は、社会福

祉法人が本来取り組むべき活動であり、その活動を通して新たな地域課題に取り組むことは社会福祉法人の存在意義を示すことになるのである。また、委員会報告書では、「地域における公益的な取組の社会的な効果・成果」を整理し、「①地域課題の把握・気づき・掘り起こし（i 住民相互の交流の場、居場所づくり、ii 相談しやすい環境づくり、iii 地域課題の発見と早期対応）、②制度の狭間にある課題に対する専門的、総合的な対応、③職員の意識・ソーシャルワーク機能の向上、人材の確保・定着、④ソーシャルワーカーの専門性や実践力の向上に資する実習機会の提供、⑤自治体や社協等との連携による地域づくりに向けた活動の活性化、⑥地域住民の理解促進、⑦地域における災害支援体制の構築」と整理している（委員会報告書 2019：25）。そして、これらが地域における包括的な支援体制の確立、地域共生社会の実現につながっていくとしている。

また、改正社会福祉法では、第 106 条の 3 に「包括的な支援体制の整備」が規定され、同法第 107 条では、「市町村地域福祉計画」が「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を盛り込むことが規定され上位計画として位置づけられることとなった。委員会報告書では、市町村地域福祉計画に社会福祉法人職員が積極的に参画していくことを期待することを記述している。計画策定委員としてのみならず、ワーキンググループや作業部会、地域懇談会や調査への協力などを通して、社会福祉法人が「地域ニーズを把握し、地域と協働しながら課題解決に取り組んでいく契機となる」ことは、まさに社会福祉法人の地域における公益的な取組がめざすところと記述している（委員会報告書 2019：2）。

また、委員会報告書概要版は、全社会福祉法人と全都道府県、全市区町村、全都道府県社協、全市区町村社協に配布されている。その内容を見ると、次のように記載されている。

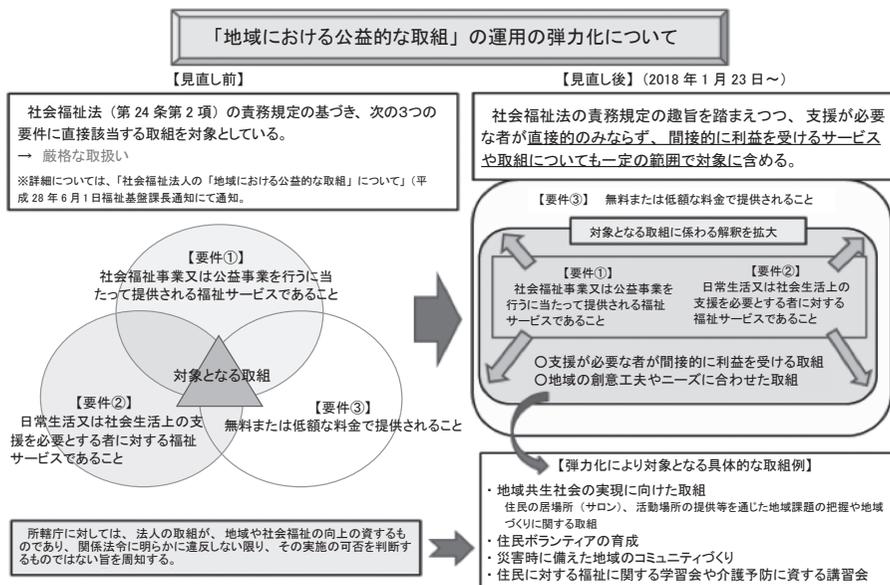
「○「地域における公益的な取組」の積極的な発信を！◆社会福祉法人においては、多様な取組を展開しているにも関わらず、地域における公益的な取組として認識されず、十分な発信をしてい

ない状況も見受けられます。◆その結果、社会福祉法人の姿が、地域住民をはじめ社会にきちんと伝わっていない側面があるため、自らの取組を積極的に情報発信し、社会福祉法人の存在意義をPRし、社会福祉法人が向き合っている地域課題を社会全体で共有しましょう！○「地域における公益的な取組」により地域共生社会の実現を推進しましょう！◆これまでの実践の延長線上で展開されている多様な取組が、地域共生社会の実現に寄与していることを再認識し、地域での包括的な支援体制の構築に向けて、取組のさらなる拡充をめざしましょう！○複数法人間連携とともに、自治体や社協との一層の連携強化を！◆個々の法人の専門性を活かすとともに、複数の法人が連携して制度の狭間にある課題に向き合い、様々な地域づくりに関わる取組を推進しましょう！◆市町村や社会福祉協議会との連携を一層強化し、地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の確立をめざしましょう！」と記載されている（委員会報告書概要版2019：1）。つまり、いかに社会福祉法人全体に「地域における公益的な取組」を浸透させ、その活動を拡充していくかが重要な課題となっているのである。そして、「自治体や社協

との連携強化」と「複数法人間の連携」が推進すべき大きなテーマとして掲げられているのである。

4. 「地域における公益的な取組」の具体的内容

当初、厚生労働省福祉基盤課長通知として、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」(社援基発0601第1号/平成28年6月1日)が発出され、社会福祉法(第24条第2項)の責務規定に基づき、図1のように三つの要件に直接該当する取組を対象とし、この三要件をすべて満たすよう厳格な取扱いとして「地域における公益的な取組」を進めることとされた。しかし、後に、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知(社援基発0123第1号平成30年1月23日)「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について」が発出され、新たな解釈が示された。社会福祉法の責務規定の趣旨を踏まえつつ、支援が必要な者が直接的のみならず、間接的に利益を受けるサービスや取組についても一定の範囲で対象に含めることとし、「支援が必要な者が間接的に利益を受ける取組、地域の創意工夫やニーズに合わせた取組」のように対象となる取組に係る解



出典：厚生労働省

図1 「地域における公益的な取組」の運用の弾力化について

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
7.6%	20.9%	17.7%	4.5%	18.3%	4.4%	17.4%	9.3%

※全事例に占める割合

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ①生活困窮者支援 | ⑤地域の他機関とのネットワーク活動 |
| ②地域に向けた事業展開 | ⑥地域活性化の取組 |
| ③福祉教育活動 | ⑦介護保険事業における利用者負担減免 |
| ④地域の社会的な援護を必要とする者への支援 | ⑧その他 |

図2 会員法人情報公開ページ「地域における公益的な取組」の活動別の実施状況

積を拡大した。弾力化により対象となる具体的な取組例としては、「地域共生社会の実現に向けた取組（住民の居場所（サロン）、活動場所の提供等を通じた地域課題の把握や地域づくりに関する取組）、住民ボランティアの育成、災害時に備えた地域のコミュニティづくり、住民に対する福祉に関する学習会や介護予防に資する講習会」が例示されている。具体的な内容としては、図2にあるように多様な活動内容が展開されている。委員会報告書では、全国経営協会員法人の約9割が「地域公益的な取組」を実施している内容を会員法人情報公開ページで公表しており、その内容に基づいて活動状況をまとめた上で、各法人や複数法人の様々な取組事例を掲載し、「地域における公益的な取組」の標準的な展開手順もフローチャートとして示している。

その活動の内訳は、(1) 生活困窮者支援が1,284法人（7.6%）、(2) 地域に向けた事業展開が3,541法人（20.9%）、(3) 福祉教育活動が2,995法人（17.7%）、(4) 地域の社会的な援護を必要とする者への支援が760法人（4.5%）、(5) 地域の他機関とのネットワーク活動が3,099法人（18.3%）、(6) 地域活性化の取組が744法人（4.4%）、(7) 介護保険事業における利用者負担軽減が2,949法人（17.4%）、(8) その他が1,571法人（9.8%）となっている。(1) 生活困窮者支援（実施1,284法人）では、①制度の対象とならない生活課題への支援、②認定就労訓練事業所としての就労支援、③複数法人連携による取組、④生活困窮家庭対象の学習支援、⑤生活困窮者の社会参加、などの取組を行っている。(2) 地域に向けた事業展開（実施3,541法人）では、①活動場所を提供しての地

域課題の把握、②サロン活動等地域住民の居場所づくり、③地域住民からの相談によるニーズ把握と解決、④住民ボランティアの活動支援・育成、⑤災害に備えた地域のコミュニティづくり、⑥子育てひろばなど子育て家庭の居場所づくり、⑦子ども食堂を通じた地域の子どもの居場所づくり、⑧地域の高齢者等対象の配食サービス、⑨地域の高齢者等対象の買い物支援、⑩地域の高齢者等福祉ニーズを抱えた者の見守り活動、⑪地域の高齢者等の雪かき支援、などを行っている。(3) 福祉教育活動（実施2,995法人）では、①活動場所を提供しての地域課題の把握、②福祉に関する勉強会の開催、③家族介護者対象交流会、④住民ボランティアの活動支援・育成、⑤地域の学校行事への参加等ネットワーク構築、⑥地域の小中学校等からの訪問受入れ等ネットワーク構築、⑦子ども食堂を通じた地域の子どもの居場所づくり、⑧実習生や研修生受け入れ等人材育成・関係機関とのネットワークづくり、などに取組んでいる。(4) 地域の社会的な援護を必要とする者への支援（実施760法人）では、①権利侵害の予防、②権利侵害事例への対応、③法人後見受任、④認知症カフェ開催等認知症の理解促進と相談、⑤成年後見制度活用窓口の設置と地域住民の相談支援、⑥DV被害者対象シェルター運営、⑦社会的養護施設等退所児・者への継続的な支援、などを行っている。(5) 地域の他機関とのネットワーク活動（実施3,099法人）では、①行政・医療機関等他機関との連携・協働、②地域の多機関と連携したセーフティネットの構築、③複数法人連携事業への参画及び地域ニーズへの対応、④地域イベントに参加してのネットワーク構築、⑤地域の学校行事に参

加してのネットワーク構築，⑥地域の小中学校等からの訪問受入れ等ネットワーク構築，⑦実習生や研修生受け入れ等人材育成・関係機関とのネットワークづくり，などに取組んでいる。その他，(6) 地域活性化の取組（実施 744 法人）では，①商店街の空きスペース活用，②人口減少地域の高齢者支援，(7) 介護保険事業における利用者負担減免（実施 2,949 法人）では，介護保険事業における社会福祉法人による利用者負担を実施している。

次に，法人規模別に見ると，(1) 生活困窮者支援（実施 1,284 法人）は，大規模法人（事業活動収入 10 億円以上）が 327 法人（25.5%），中規模法人（事業活動収入 2 億円～10 億円）が 755 法人（58.9%），小規模法人（事業活動収入 2 億円以内）が 200 法人（15.6%）となり，必ずしも大規模法人が取組みやすいことを示していない。実施事業別に見ると，老人福祉関係が 830 法人（40.0%），障害福祉関係が 575 法人（27.7%），保育関係が

288 法人（13.9%），児童福祉関係が 200 法人（9.6%），その他が 183 法人（8.8%）となっている。児童分野は，保育と児童福祉関係を合わせると 488 法人（23.5%）となるが，実施事業別では高齢，障害，児童の順で多くなっている。先述した (2)～(7) の取組でも同じような傾向が見られた。

5. 地域における公益的な取組の社会的な効果・成果と実践

また，先述した「地域における公益的な取組の成果」として，「①地域課題の把握・気づき・掘り起こし（i 住民相互の交流の場，居場所づくり，ii 相談しやすい環境づくり，iii 地域課題の発見と早期対応），②制度の狭間にある課題に対する専門的，総合的な対応，③職員の意識・ソーシャルワーク機能の向上，人材の確保・定着，④ソーシャルワーカーの専門性や実践力の向上に資する実習機会の提供，⑤自治体や社協等との連携による地

表 2 地域における公益的な取組に関する委員会報告書に掲載されている事例

事例①	地域交流の場から寄せられる相談（滋賀県：六心会）
事例②	子ども，高齢者の居場所づくりによる近所付き合いの再構築（兵庫県：ほっとかへんネットたるみ）
事例③	地域住民との気軽な関係づくり（滋賀県：六心会）
事例④	介護保険外サービスの提供による生活支援（鹿児島県：輪光福祉会）
事例⑤	高齢化したニュータウンでのスーパー開店（大阪府：ライフサポート協会）
事例⑥	ユニバーサル就労支援による新たな雇用の創出（神奈川県：中心会）
事例⑦	複数法人間連携への民生委員等の参画（香川県社協）
事例⑧	カフェ，サロンへの出前講座（滋賀県：六心会）
事例⑨	複数法人間連携に CSW の養成（大阪府社協）
事例⑩	社会福祉士養成校と連携した実習プログラムへの位置づけ（栃木県：同愛会）
事例⑪	地域福祉計画への参画と社会福祉法人連絡会の設立（福岡県：日本傷病者更生会，岡垣町）
事例⑫	町社協との協力・連携（栃木県：同愛会）
事例⑬	認知症カフェ，サロンへの出前講座（福岡県：日本傷病者更生会）
事例⑭	小学校と連携した福祉教育の実践（神奈川県：中心会）
事例⑮	災害ネットワークや連携体制の構築（栃木県：同愛会）
事例⑯	災害時の法人・施設協働による入所者・要援護者等支援事業（北海道社協）
事例⑰	複数法人連携による災害支援体制の構築と DWAT の組成・構築（岡山県社協）
事例⑱	職員の声からはじめた「学習支援」（広島県：慈光会）
事例⑲	地域支援担当職員（兼務）の配置による，住民や他機関との窓口の明確化
事例⑳	住民ボランティアの組織化による支え合い活動の展開（石川県：眉丈会）
事例㉑	NPO との連携による空きスペースを活用した子ども食堂（静岡県：蒼樹会）
事例㉒	災害福祉支援ネットワークへの参画による自法人の取組の振り返り（群馬県社協）
事例㉓	地域における新たな活動主体の形成に向けた取組（大阪府：四天王寺福祉事業団）
事例㉔	機関誌をとした情報発信と地域ニーズの掘り起こし（鳥取県：こうほうえん）

資料：「地域共生社会の実現を主導する社会福祉法人の姿—地域における公益的な取組に関する委員会報告書—」（2019）

表 3-1 都道府県域における複数法人連携による取組状況
都道府県域における複数法人間連携による取組状況
(全国経営協調べ)

H31.3.31現在
(赤字は前回調査時からのリバイス)

都道府県	開始年	事業名	総合 福祉	高齢者 交流	災害 交流	その他	多取組域での ネットワーク	参画団体等			
								行政	市町村社協	民生委員	他団体
北海道	平成30年	①地域福祉増進推進体制構築に向けた法人・施設による福祉サービス利用援助事業、②生活困窮者等に対する安心サポート事業、③災害時における法人・施設協働による入居者・要援護者等支援事業	○	○	○	権利擁護					
青森県	平成29年	社会福祉法人の社会貢献活動「舞踊しあわせネットワーク」	○	○		保証人確保支援		○一部			
岩手県	平成29年	WATE・あんしんサポート事業	○	○		中絶的状況・子どもの発達づくり	○	○	○		
宮城県	平成30年	小規模法人のネットワーク化による協働推進事業（宮城県補助事業）				福祉・介護人材の確保及び雇用のための取組	○	△	○		
秋田県	平成30年	地域公益活動推進委員の設置、地域公益活動推進セミナーの開催					○	○	○		
山形県	平成30年	市町村社協での「地域における公益的な取組」法人協働モデル事業の募集・実施	○	○			○	○	○		
福島県	平成30年	法人間連携推進モデル事業、方部別懇談会の開催、福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会			○		○	○	○		
茨城県	平成29年	いばらき生活支援事業		○							
栃木県	平成29年	いちごハートねっと事業	○	○							
群馬県	平成30年	群馬県ふくし総合相談支援事業	○	○							
埼玉県	平成26年	形のあんしんせーふネットワーク事業・社会福祉法人による就労支援事業（H29年度）・衣箱バンク事業（H30年度）	○	○							
千葉県	平成28年	若者チャレンジ支援デュアル・システム	○	○		奨学会					
東京都	平成28年	東京都地域公益活動推進協議会（3層（東京都、区市町村、各法人）での取組、東京都域では中絶的取組推進事業）	○	○		中絶的取組			○		
神奈川県	平成25年	かながわライフサポート事業	○	○			○	△	△		
新潟県	平成29年	にいがたせーふネットワーク事業	○	○							
富山県	平成27年	社会福祉法人地域公益活動推進事業（富山県社協による事業）	○	○					○		
石川県	平成29年	いしかわ地域交流いネットワーク事業	○	○			○				
福井県	平成29年	福井県内社会福祉法人連携推進協議会	○	○							
山梨県	平成30年 （準備中）	（地域（ブロック）、市・町単位を基盤とする複数法人連携の公益的取組の推進に関する支援事業、取組事業）			○			○	○		
長野県	平成27年	香州あんしんせーふネットワーク事業	○	○							
岐阜県	平成30年	ぎふ社会福祉法人地域公益実践推進事業（通称：結プロジェクト）	○	○					○		
静岡県	平成29年	ふじのくに生活困窮者自立支援基金事業・静岡県災害福祉広域支援ネットワーク	○	○	○						

出典：全国経営協

表 3-2 都道府県域における複数法人連携による取組状況

都道府県	開始年	事業名	総合 福祉	高齢者 交流	災害 交流	その他	多取組域での ネットワーク	参画団体等				
								行政	市町村社協	民生委員	他団体	
愛知県	平成30年	市町村域各基盤とする複数法人連携の公益的取組の推進に関する支援事業や助成事業をモデル事業として実施					△	○	○	○		
三重県	平成28年	みえ福祉の「わ」創造事業	○	○								
滋賀県	平成26年	滋賀の緑創造実践センター	○	○	○				○			
京都府	平成26年	京都地域福祉創生事業（わかプロジェクト）	○	○								
大阪府	平成27年	大阪しあわせネットワーク（オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業）	○	○		地域貢献委員会連携事業助成	○					
兵庫県	平成26年	社会福祉法人連誼協議会（ほっとかへんネット）	○	○	○				○			
奈良県	平成28年	奈良県社会福祉法人共同事業（まほろば幸いネット）	○	○					○			
和歌山県	平成29年	制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト	○	○	○							
鳥取県	平成29年	生計困難者に対する相談支援事業（えんくるり事業）	○	○					○			
徳島県	平成30年	市町村域での複数法人連携事業	○									
岡山県	平成30年	岡山さささ愛センター（岡山県地域公益活動推進センター）事業	○	○			○	○	○			
広島県	平成29年	地域公益活動推進事業（通づくり推進事業）	○	○	○		○	○	○			
山口県	平成28年	市社協と管内の社会福祉法人が連携、協働の推進	○	○			○	○	○			
徳島県	平成28年	市町村単位での連携の推進	○	○			○	○	○			
香川県	平成27年	香川おもしろいネットワーク事業	○	○	○		○	○	○			
愛媛県 （準備中）		（各法人の取組状況等の把握及び取組の周知）										
高知県	平成30年	「高知市社会福祉法人連誼協議会」への参画等、市町村単位での連携の推進			○							
福岡県	平成28年	ふくおかライフレスキュー事業	○	○			○	○				
佐賀県	平成30年	社会貢献活動「高校生等福祉サービス就業支援事業」				介護福祉士国家試験受験料助成、高校生に就職準備金支給			老人福祉施設50			
長崎県	平成28年	生計困難者レスキュー事業	○	○								
熊本県	平成27年	熊本県社会福祉法人経営者協議会 生計困難者レスキュー事業	○	○				○				
大分県	平成27年	社会福祉法人の地域公益活動推進事業、おおいの「くらしサポート」事業	○	○								
宮崎県	平成29年	みやざき安心せーふネットワーク事業	○	○				○	○			
鹿児島県	平成30年	かごしまおもしろネットワーク事業	○	○				○	○			
沖縄県	平成29年	THANKS（サンクス）運動	○	○					○			
実施県：45都道府県			合計：	38	38	9		22	7	30	5	4

△アミ掛けは未実施県
○アミ掛けは制訂協賛会調の実施県

出典：全国経営協

域づくりに向けた活動の活性化、⑥地域住民の理解促進、⑦地域における災害支援体制の構築」を指摘した。その成果を踏まえた事例を、表2のように掲載している。

また、47都道府県すべてにおいて、社会福祉法人の複数法人間連携の取組が実施されている。その取組状況は、表3-1、表3-2の通りである。都道府県の複数法人間連携の取組のうち、筆者が創設前から参画している事例として東京都公益活動推進協議会の取り組みがある。この取り組みは、表4のように、1層が社会福祉法人ごとの取組、2層が区市町村ネットワーク、3層が広域（都域）で「はたらくサポートとうきょう」という中間的就労の実践を行うという3層構造になっている。また、東京都の取り組みは、区市町村ネットワークに特長があり、62区市町村のうち島しょ部を除く53市区町村中51区市町村でネットワークが創設されている。表5と表6にあるように、具体的な取組が展開されている。

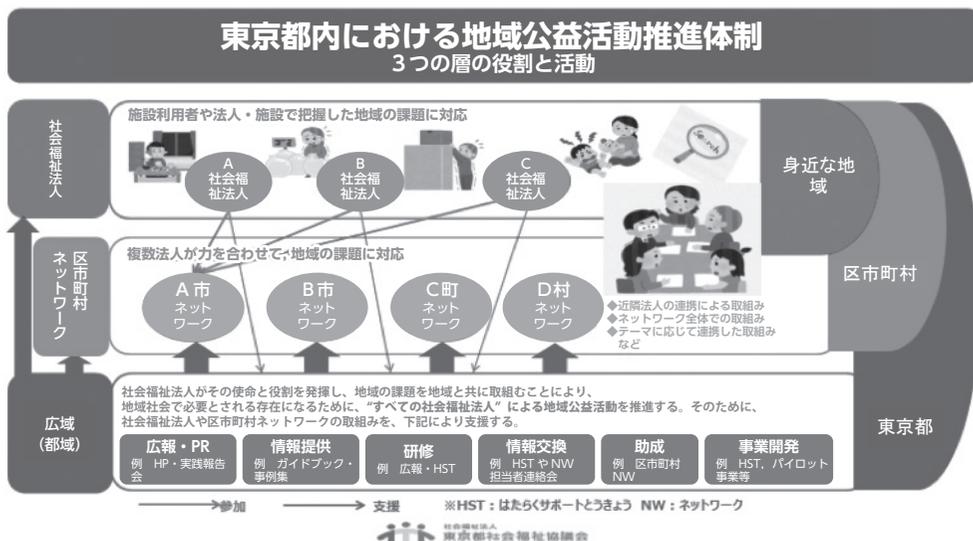
以上のように、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」は、都道府県レベルにおける複数法人間連携の段階から、区市町村レベルにおける複数法人間連携の段階へと発展してきている。そのネットワークには、社会福祉協議会が重要なプラットフォームの役割を果たしている場合が

多い。筆者は、これまで「地域における公益的な取組」を通して、社会福祉法人の地域化の必要性を指摘してきた（中島：2017）。それは、先に述べたような多様な課題が地域に生まれており、その地域課題を解決する取組を社会福祉法人・施設が展開することこそが、地域ニーズを把握することにつながり、今後新たな課題に柔軟に対応できる社会福祉法人の姿に発展していくこととなる。これこそが社会福祉法人の地域化であると筆者は指摘し続けているのである。

6. 社会福祉法人全体への取組を進めるために

委員会報告書では、「地域における公益的な取組」を進めるための標準的な展開手順を作成し示した。厚生労働省が示した規定の緩和と委員会報告書によるこの展開手順によって、多くの社会福祉法人が「地域における公益的な取組」を実践し、現況報告書にその取り組みを記載していくことを期待している。社会福祉法人制度改革によって、社会福祉法人の責務として規定された「地域における公益的な取組」は、地域における多様な課題に社会福祉法人が積極的に取組むという社会福祉法人の存在意義を示すものである。

また、委員会報告書は、市町村地域福祉計画及



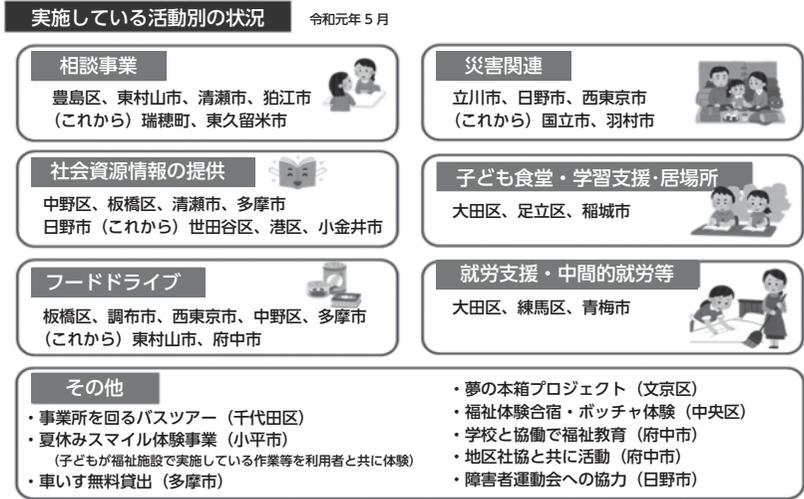
出典：東京都地域公益活動推進協議会

図4 東京都地域公益活動推進協議会体制図

び都道府県地域福祉支援計画への社会福祉法人職員の積極的な参画を記述している。改正社会福祉法によって、地域福祉計画は高齢、障害、児童、その他の福祉分野の共通事項を盛り込むという上位計画として位置づけられることとなった。その意味からも社会福祉法人職員が計画づくりに積極的に参画することも「地域における公益的な取組」につながり、その上で地域福祉計画に社会福祉法

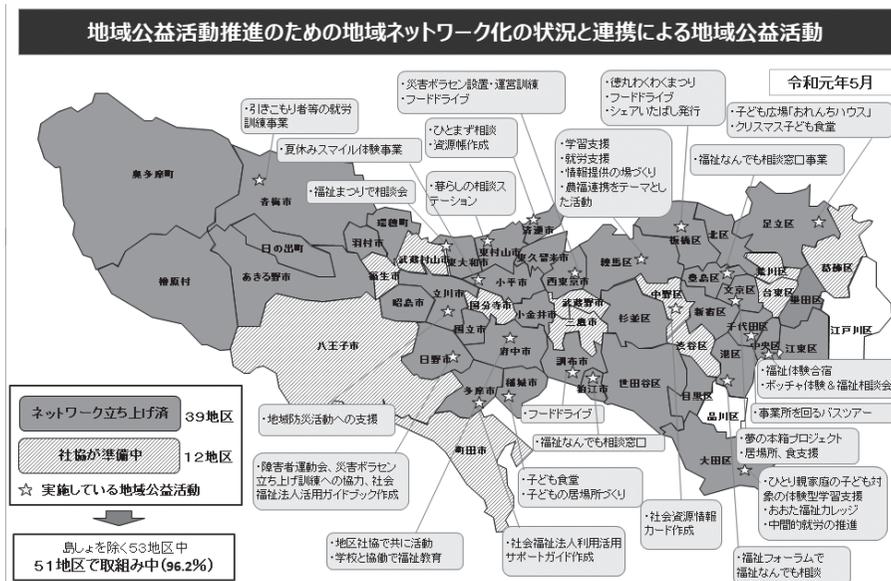
人の役割をしっかりと記述していくことが重要である。

「地域における公益的な取組」を社会福祉法人全体に拡充していくためには、全国経営協で共有されてきた取組の意義と効果・成果を共有し、複数法人連携でネットワークを構築し、社会福祉法人全体の力としていくことが不可欠である。一人法人一施設や職員数が少ないなどの小規模法人



出典：東京都地域公益活動推進協議会

図5 区市町村ネットワークにおける活動状況

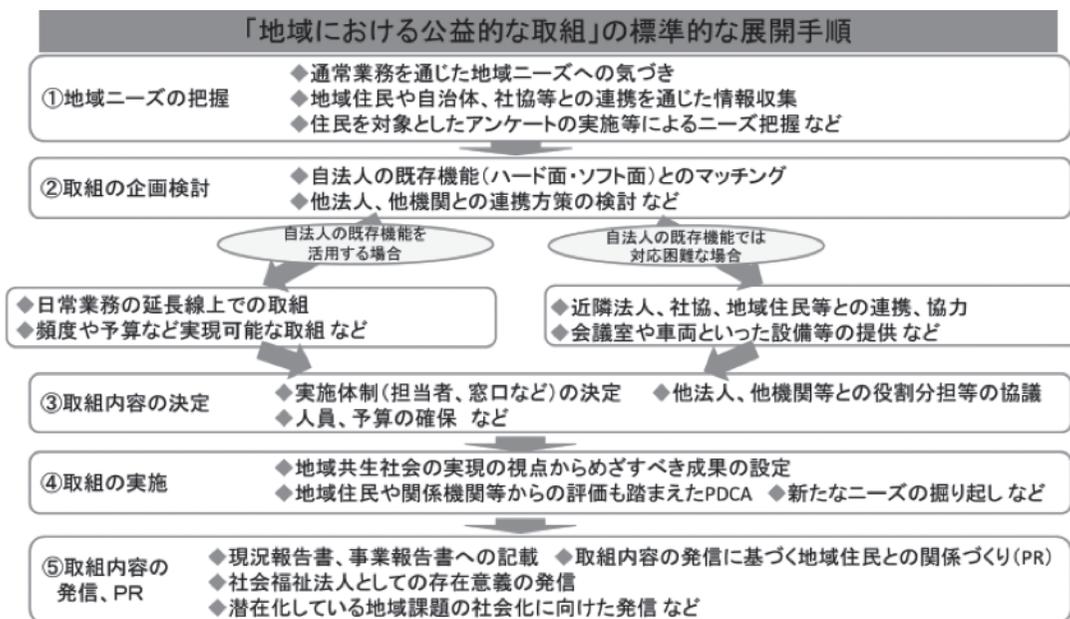


出典：東京都地域公益活動推進協議会

図6 地域における公益的な取組の東京都内区市町村ネットワークの状況

が単独で取り組みを行うことは難しい場合も考えられる。そのためにも、複数法人間連携は重要な取り組みである。東京都内で取り組まれているような実践は、埼玉県内においても63市町村中11市町村でネットワークが形成されている（2019年9月5月現在：埼玉県社協調べ）。各社会福祉法人が有する資源や人材等の社会資源を複数法人間で共有し地域課題の解決のために取り組むことが求められている。そのためには、そのコーディネート役となる社会福祉協議会の存在が重要である。筆者は、社会福祉法人と社会福祉協議会が連携する意義を次のように整理したい。第一に、複数の社会福祉法人がネットワークを組んで取り組む際の事務局機能を社協が担うことである。それは、社協が複数法人に呼びかけ、地域にある社会福祉問題を見える化する役割も含んでいる。第二に、「地域福祉のイノベーション」として、社会福祉法人が地域課題に取り組むことは、地域福祉に取り組む主体が多様化することにより、地域の問題解決力が高まることを意味することである。社会福祉法人が地域福祉活動に参画することを大いに期待したい。それをコーディネートする社協

職員の力量が問われるところである。第三に、社会福祉法人と社協が福祉教育に取り組むことによって、福祉でまちづくり、福祉の人材育成、地域における福祉課題の共有化が進展することである。2025年問題や2040年を見据えて、今後福祉人材を各地域でどのように確保していくのか。これは、一つの社会福祉法人のみで考えていくことは難しく、地域全体で考えていかなければならない大きな課題である。一方、都道府県レベルの役割として福祉人材の確保は考えられてきたが、今後は区市町村単位で考えていかなければならないテーマとなってきている。第四に、社会福祉法人と社協との連携が進むことにより、市町村行政、都道府県行政の支援を得ることにもつながる点である。福祉人材確保にも象徴されるように、地域にある福祉課題をいかに社会福祉法人ネットワークの構築により、行政機関とも連携して取り組んでいくかについては重要な視点であろう。「地域共生社会の実現」という政策課題は、地域包括ケアシステムの構築も包含し、将来に向けた大きな課題である。社会福祉法人が施設内の利用者支援に発揮してきた専門性をいかに地域に社会化して



「地域における公益的な取組に関する委員会報告書」より引用して中島作成

出典：地域における公益的な取組に関する委員会報告書

図7 「地域における公益的な取組」の標準的な展開手順

いくことができるのか。「施設の社会化論」(大橋：1978)でも指摘されてきた論点を再構築し、取り組んでいくことが求められている。

注

- 1) 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の実施状況から見ていきたい。全ての社会福祉法人(一般法人 18,080 法人, 社会福祉協議会 1,900 法人, 社会福祉事業団 216 法人, 共同募金 48 法人, その他 401 法人, 計 20,645 法人, 「平成 28 年度社会福祉法人現況報告書」厚生労働省社会・援護局調べ)の地域における公益的な取組の実施状況については, 最新の社会福祉法人現況報告書による数字は公表されていない。そのため, 全国社会福祉法人経営者協議会(以下, 「全国経営協」という)の会員法人の実績から見ることにしたい。全国経営協ホームページ「情報公開ページ」登録状況によると, 全国経営協会会員法人 7,875 法人のうち, 「地域における公益的な取組」の実施状況は, 7,011 法人(89.1%, 2018 年 8 月 15 日時点)となっている。

引用文献

- 厚生労働省福祉基盤課長通知(2016)。社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について, 社援基発 0601 第 1 号, 平成 28 年 6 月 1 日。
- 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知(2018)。社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について, 社援基発 0123 第 1 号, 平成 30 年 1 月 23 日。
- 中島修(2017)。第 4 章 社会福祉法人改革と地域福祉のイノベーション——社会福祉法人の地域化と地域との協働をめざして, 宮城孝編集代表・神山裕美・菱沼幹男・中島修・倉持香苗編, 地域福祉のイノベーション——コミュニティの持続可能性の危機に挑む, 中央法規出版。
- 大橋謙策(1978)。施設の社会化と福祉実践, 社会福祉学 19 号, 日本社会福祉学会。
- 東京都地域公益活動推進協議会(2019)。東京都地域公益活動推進協議会説明資料, 東京都地域公益活動推進協議会。
- 全国社会福祉協議会(2019)。地域共生社会の実現

を主導する社会福祉法人の姿——地域における公益的な取組に関する委員会報告書, 全国社会福祉協議会。

- 全国社会福祉協議会(2019)。地域における公益的な取組に関する委員会報告書概要版。
- 全国社会福祉法人経営者協議会(2019)。第 38 回全国社会福祉法人経営者大会資料。

参考文献

- 秋山智久(1978)。「施設の社会化」とは何か——その概念・歴史・発展段階, 社会福祉研究, 第 23 号, 鉄道弘済会。
- 北場勉(1999)。社会福祉法人制度の成立とその今日的意義——新しい福祉分野の出現とその担い手について, 季刊・社会保障研究, vol. 35, No.3(通巻 146 号), 国立社会保障・人口問題研究所。
- 厚生労働省(2013)。社会福祉法人の在り方に関する検討会報告書。
- 厚生労働省(2015)。社会保障審議会福祉部会報告書, 社会福祉法人制度改革について。
- 厚生労働省(2016)。地域力強化検討会中間とりまとめ——従来の福祉の地平を超えた, 次のステージへ, 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会。
- 厚生労働省(2017)。地域力強化検討会最終とりまとめ——地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ, 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会。
- 厚生労働省地域共生社会推進検討会(2019)。地域共生社会推進検討会中間とりまとめ。
- 松端克文(2016)。社会福祉法人改革と地域福祉——「地域における公益的な取組」を中心として, 日本の地域福祉, 第 29 巻。
- 中島修(2018)。社会福祉法人の地域化とコミュニティソーシャルワーク, コミュニティソーシャルワーク vol. 21, 日本地域福祉研究所, 中央法規出版。
- 中島修(2018)。地域生活課題への対応に向けた社会福祉法人・福祉施設等との連携・協働, NORMA10-11 社協情報, 全社協。
- 中島修(2019)。地域づくりにおける社会福祉法人・施設の参画, 月刊福祉, 7 月号, 全社協。
- 大橋謙策(1989)。地域福祉の展開と福祉教育, 全

- 国社会福祉協議会.
- 小笠原祐次（1981）. 施設機能の再点検と施設の専門性, 社会福祉研究, 第 29 号, 鉄道弘済会.
- 小笠原祐次（1985）. 社会福祉施設改革への課題と展望, 社会福祉研究, 第 36 号, 鉄道弘済会.
- 埼玉県社会福祉協議会・埼玉県社会福祉法人経営者協議会（2018）. 埼玉県内の社会福祉法人による「地域における公益的な取組」に関する調査報告書.
- 酒井喜正監（2016）. 21 世紀型社会福祉法人の使命と役割, 沈む社会への挑戦, 波竹の会.
- 滋賀の縁創造実践センター（2017）. えにし白書 2016, 滋賀の縁創造実践センター.
- 関川芳孝（2017）. 社会福祉法人制度改革と地域福祉, 日本の地域福祉, 第 30 巻.
- 東京都社会福祉協議会（2016）. 地域のニーズに応える, 社会福祉法人による地域公益活動の取組み事例集, 東京都社会福祉協議会.
- 吉沢英子（1978）. 「施設の社会化」の課題と展望, 社会福祉研究 (23), 鉄道弘済会.
- 全国社会福祉協議会（2019）. 地域共生社会の実現を主導する社会福祉法人の姿——地域における公益的な取組に関する委員会報告書, 全国社会福祉協議会.
- 全国社会福祉法人経営者協議会青年会（2019）. 地域活動実践委員会活動報告書, 地域共生社会の実現に向けた社会福祉法人の実践, 全国社会福祉協議会.

（2019.9.25 受稿, 2019.10.7 受理）